

平成25年まちづくり委員会

現地視察資料

請願 第 50 号

法政時計塔校舎を景観重要建造物に指定する件に関する請願

請願 第 64 号

法政時計塔校舎を平和遺産に指定する件に関する請願

目 次

● 時計塔校舎の概要	1
● 案内図、時計塔校舎の配置図、立面図	2
● 景観重要建造物の指定に向けた要望に関連する経過	5
● 法政大学（二中高）新校舎建設工事の概要	8
● 景観法（抜粋）	9
● 川崎市景観計画（抜粋）	11

時計塔校舎の概要

1 所有者

氏 名：学校法人法政大学
住 所：東京都千代田区富士見2-17-1

2 所在地

所 在 地：中原区木月大町107番地1他
地域・地区：第二種中高層住居専用地域（200%／60%）、第二種高度地区

3 時計塔校舎の概要

建築年代：1936年（昭和11年）10月竣工
設 計 者：庄司富重（法政大学工業学校教授）
施 工 者：株式会社鹿島組（現鹿島建設株式会社）
敷地面積：33,058 m²
建築面積：1,321.000 m²
延べ面積：3,542.580 m²
高 さ：34.700m
構造形式：鉄筋コンクリート造、地上3階建て

出典：「法政大学報第14巻第7号」（1935年7月25日発行）

「激動の青春 旧制法政二中のあゆみ」（2008年11月23日発行）

4 時計塔校舎に係る経過

建 築 時：大学予科（教養部）の施設として利用
戦 後：主に短期大学部として利用
1984年：現在の白塗りにリニューアル
1985年：第二中学校校舎に転用するため、南側正面車寄せの意匠変更等を含むリニューアル工事
2003年：時計塔部分のみ外壁補修工事と再塗装工事

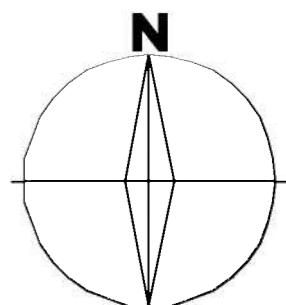
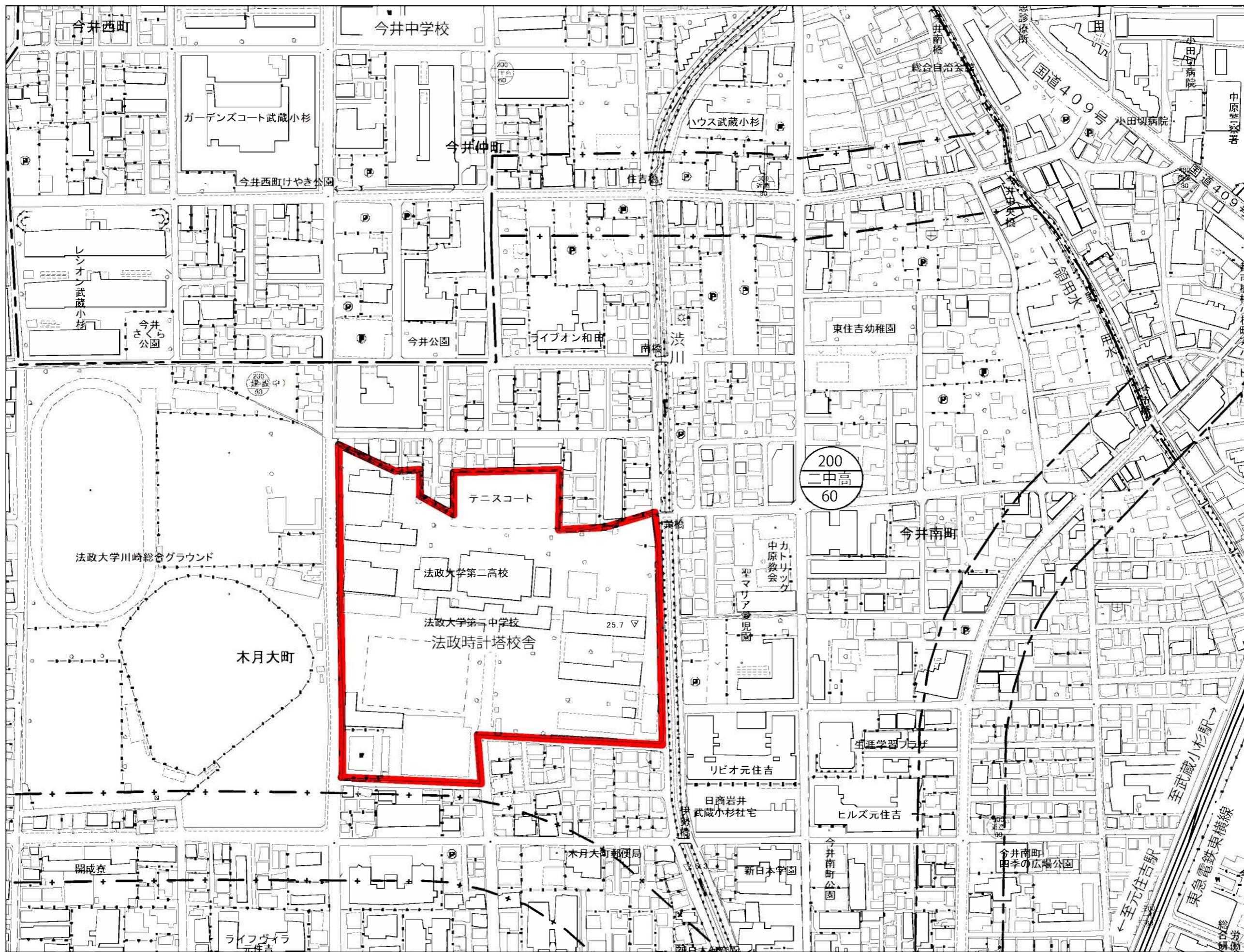
案内図

請願 第50号

法政時計塔校舎を 景観重要建造物に 指定する件に関する請願

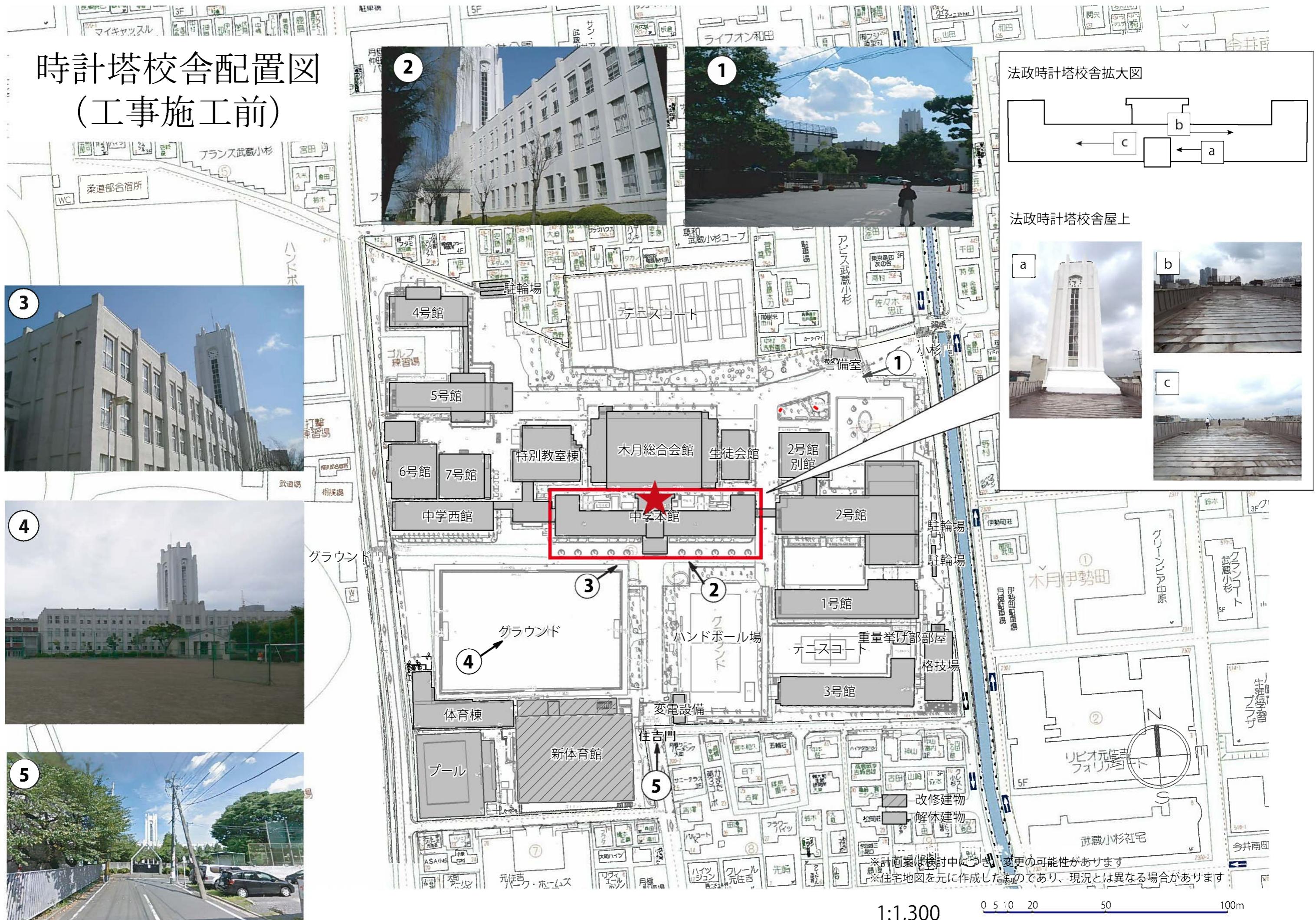
請願 第64号

法政時計塔校舎を 平和遺産に指定す る件に関する請願



100 m
1:2,500

時計塔校舎配置図 (工事施工前)



1:1,300

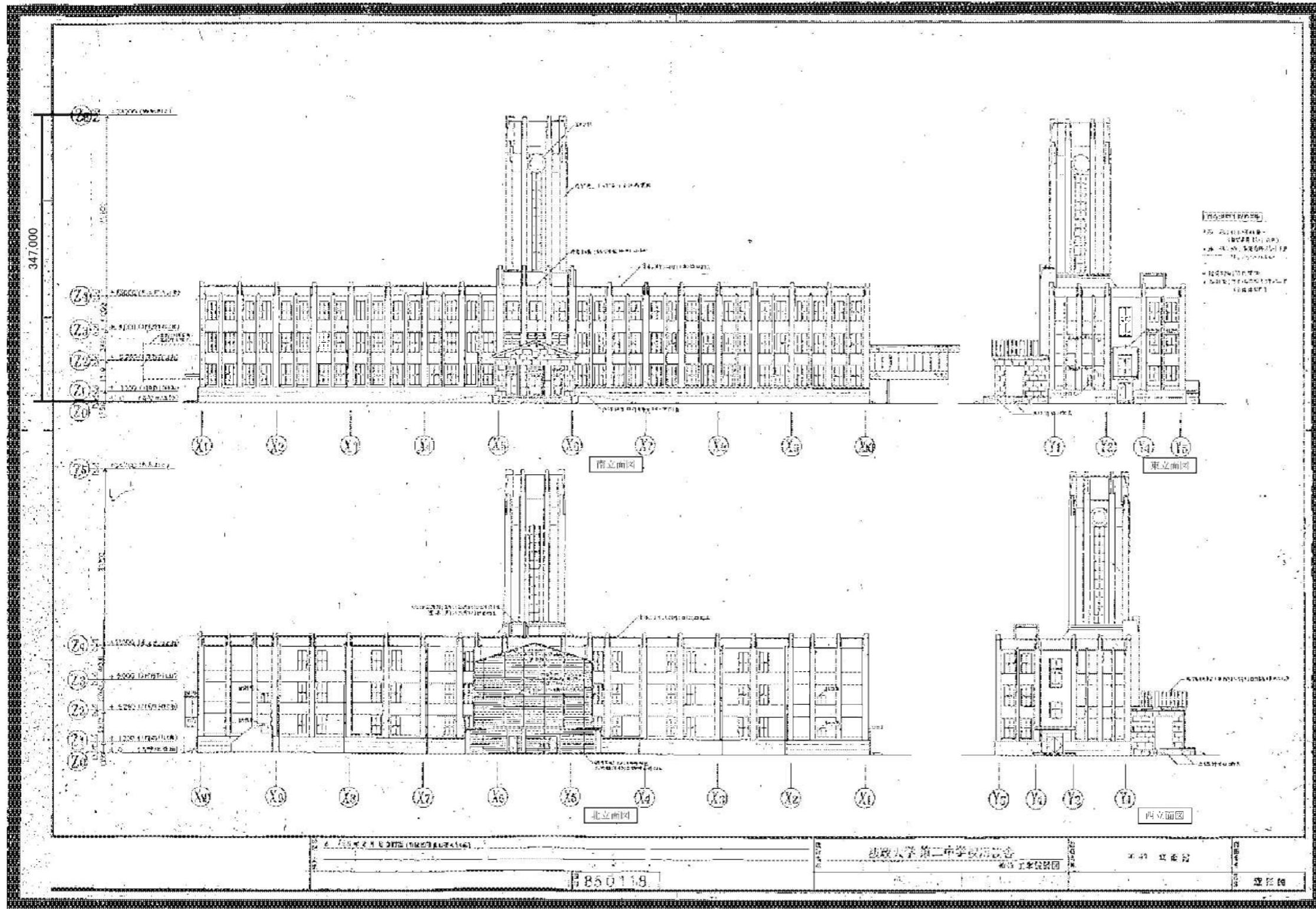
0 5 10 20

1

50

100m

時計塔校舎立面図 (1985年)



1985年のリニューアル
工事前の写真

1:550

景観重要建造物の指定等に向けた要望に関する経過

- 平成24年 2月 4日 「法政時計塔校舎存続（保存）運動協議会」（以下協議会という）発足
・代表：長坂伝八氏（法政大学第二高等学校元教員（～2011.3））
・時計塔校舎を景観重要建造物に指定するよう市へ要望するための署名運動を展開することで一致
- 6月 6日 協議会から市へ時計塔校舎を景観重要建造物に指定することの要望書が3,020人の署名簿を添えて提出
- 6月 19日 市が時計塔校舎の現地調査を実施
・敷地内及び建物内から目視確認
・所有者側と意見交換
- 6月 29日 市から所有者へ資料請求
- 7月 18日 協議会から市へ1,111人の追加署名簿提出
- 7月 27日 所有者から市へ資料提出
- 8月 9日 市から所有者へ景観重要建造物指定に係る意見の文書照会
・現地調査、資料調査等に基づき、時計塔校舎が「川崎市景観計画」の景観重要建造物の指定方針に定める基準に該当していると判断したため、景観法第19条第2項に基づき意見を聴取
- 8月 16日 所有者から市へ景観重要建造物指定に係る意見照会に対する文書回答
・男女共学化と合わせ、新しい教育環境の充実と校舎で勉学する生徒の健康と安全を最優先に考えた施設整備が必要であり、既存時計塔校舎は解体、建替えを行うため、指定を受けられない
- 8月 27日 協議会から市へ448人の追加署名簿提出
- 9月 4日 市から協議会へ時計塔校舎を景観重要建造物に指定する要望書に対する文書回答
・指定により、所有者に対して景観法第22条に基づく現状変更の規制、同第25条に基づく管理義務等を課すことから、所有者の同意が得られない状況で、指定を行うことはできないと判断
- 9月 5日 長坂伝八氏ほか37名から市議会へ「法政時計塔校舎を景観重要建造物に指定する件に関する請願書」提出（請願 第50号）
- 10月 9日 協議会から市へ613人の追加署名簿提出（合計5,192人）
- 11月 9日 まちづくり委員会（現場視察）
- 11月 12日 協議会から市へ468人の追加署名簿提出（合計5,660人）

平成24年11月16日 まちづくり委員会（審議）

請願第50号

「法政時計塔校舎を景観重要建造物に指定する件に関する請願」

・「継続審議」

市は所有者に対して再度指定に関する意向確認を行うとともに、所有者側と請願者側が話し合う場の働きかけを行うこと。

11月27日 所有者側と打合せ（意向確認と話し合いの場の働きかけ）

12月 3日 法政大学第二中・高校校長と面談

- ・景観重要建造物の指定を受けることはできない。校舎建替え計画が進んでおり、時計塔校舎は保存することはできない。
- ・話し合いの場については、現場責任者となっている校長（大学理事）が、時計塔校舎の保存に対する話し合いはできないが、これまでの建替えに至る経緯や新時計塔校舎等の建替え計画に関して、きちんと説明を行って意見交換をしたいと考えている。
- ・法政大学第二中・高校の伊東事務長が窓口となり、日時、場所等の詳細については、請願者と協議する。

12月10日 市から請願者である長坂協議会代表に上記の内容を連絡

12月20日 協議会から市へ390人の追加署名簿提出（合計6,050人）

平成25年 2月 7日 協議会から市へ290人の追加署名簿提出（合計6,340人）

3月 7日 協議会から川崎市建築審査会への審査請求の提出

- ・指定確認検査機関 SGSジャパン株式会社が確認処分を行った第12SGS-A-04-0007号（法政第二中・高等学校建設に伴う確認処分）に関する審査請求

3月15日 協議会から川崎市長あて「景観法第19条第2項に基づく景観重要建造物指定に係る所有者意見の照会回答」に関する公文書開示請求書の提出

3月28日 協議会から川崎市長あて異議申立ての提出

- ・川崎都市計画高度地区ただし書第2項第6号の規定に基づく建築許可処分の取り消しを求める異議申立て

4月26日 協議会から川崎市長あて以下の公文書開示請求書の提出

- ・「法政第二中・高等学校新校舎建設に伴う平均地盤の算定表、面積算定表」
- ・法政第二中・高等学校校舎耐震診断報告書（1988年）
- ・川崎都市計画高度地区ただし書部分に関する都市計画決定経過に関する資料
- ・建築審査会委員の選定基準及び委員の略歴

6月 5日 長坂伝八氏ほか26名から市議会へ「法政時計塔校舎を平和遺産に指定する件に関する請願書」提出（請願 第64号）

- 平成25年 8月 8日 協議会から市へ372人の追加署名簿提出（合計6,712人）
- 9月20日 協議会代表 長坂氏ほか5名と川崎市長が面会し、市長から時計塔校舎を景観重要建造物として指定できない事を伝達
- 9月24日 平成25年3月7日付け審査請求に対し、川崎市建築審査会から審査請求人に対し平成25年9月13日付け「却下」の裁決書を発出
- 10月10日 協議会から川崎市長あて10月9日付け「再度の話し合いのお願い」の提出
- 10月11日 協議会から川崎市長あて「景観計画区域内における行為の届出（法政第二中高等学校校舎増築）」に関する公文書開示請求書の提出
- 10月18日 平成25年3月28日付け異議申立てに対し、川崎市長から異議申立人に対し、「却下」の決定書を発出
- 10月28日 平成25年10月10日付け「再度の話し合いのお願い」に対する回答書を発出

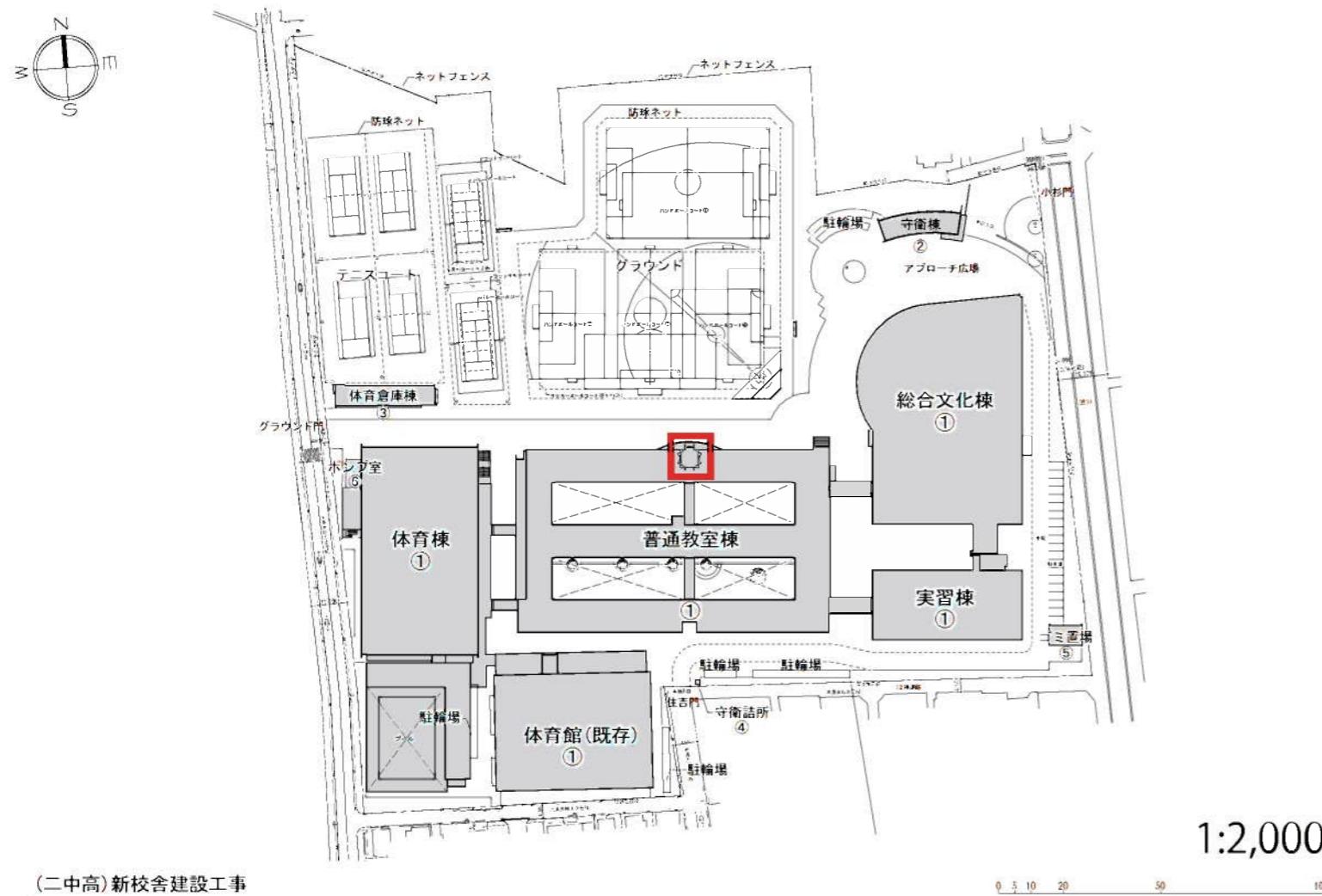
法政大学（二中高）新校舎建設工事の概要

事業者：学校法人 法政大学 理事長 増田壽男
設計者：株式会社 類設計室
施工者：株式会社 大林組

敷地面積：42,876 m²
建築面積：15,100 m²
延べ面積：35,400 m²
高さ：35 m

予定期工期：平成24年12月下旬～平成29年3月下旬

配置図



新時計塔 デザインイメージ（北立面）



この図はイメージ図であり変更の可能性があります

景観法（抜粋）

平成16年6月18日法律第110号
最終改正 平成23年12月14日法律第124号

（景観重要建造物の指定）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第二十条 （略）

（指定の通知等）

第二十一条 （略）

（現状変更の規制）

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするとときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

（原状回復命令等）

第二十三条 （略）

(損失の補償)

第二十四条 (略)

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第二十六条 (略)

景観法施行規則（抜粋）

平成16年12月15日国土交通省令第100号

最終改正 平成17年8月30日国土交通省令第87号

(景観重要建造物の指定の基準)

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

川崎市景観計画（抜粋）

平成19年12月19日 告示

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、市民に親しまれている建造物や産業遺産など、川崎の歴史等を語る上で重要であり、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、所有者の意見を聴いた上で景観重要建造物として指定します。